

令和4年7月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
1	7月1日	中和小学校屋内運動場棟トイレ内装改修その他工事	令和4年10月31日	株式会社森下工務店	19,735,100	<p>本件については、希望型指名競争入札を行った結果、全者辞退（1者不参）により応札者がいなかった。</p> <p>本工事は、屋内運動場の利用への影響を最小限に抑えるため、夏休み期間を利用し、限られた工事期間で施行する必要があるため、再度競争入札に付す日程的余裕がない。</p> <p>そこで、希望型指名競争入札参加事業者4社に交渉を行ったところ、指定事業者から、現場代理人及び主任技術者の配置が可能になったこと、かつ、協力事業者と金額調整に折り合いがついたことから、施工が可能になったとの意思表示があった。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	営繕課
2	7月1日	旧すみだ環境ふれあい館等複合施設解体に伴う追加設計業務委託	令和4年9月26日	株式会社NAB総合研究所	3,418,800	<p>本業務は、令和3年度に行った「旧環境ふれあい館ほか解体に伴う設計業務委託」（以下「当初設計」という。）について、解体工事範囲に追加変更が生じたため、追加部分の設計を行うものである。本業務を履行期限内に履行することができるのは、当初設計の受託者であり、当初設計の内容を詳細に把握している指定事業者以外にいない。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	営繕課
3	7月4日	二葉小学校増築に伴う基本設計その他業務委託	令和5年3月31日	A I S 総合設計株式会社 東京事務所	38,390,000	<p>本業務を行うに当たり「特定建築等設計業務に関する設計業者選定要領」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した。（令和4年6月15日付け4墨総営第70号決定）</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	営繕課
4	7月15日	曳舟小学校校舎内部改修に伴う電気設備その他工事（その1）	令和4年11月15日	株式会社甲信電気	6,930,000	<p>指定事業者は、曳舟小学校プール棟改築に伴う電気設備工事の受注者である。当該工事は、既存校舎棟の職員室、主事室を工事場所に含んでおり、学校運営への影響を最小限に抑えるために、夏季休業中の限られた期間内に施行する必要がある。</p> <p>本工事においても、既存校舎棟の電気設備を改修するが、工事場所、期間が前述の工事と重複することから、同一の事業者でなければ作業が交錯することとなり、感電その他の労働災害、作業の延滞等が発生する危険性が高いことから、本工事を確実かつ安全に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	営繕課
5	5月20日 ()	庁舎展望エレベーター機械室空調機取替工事	令和4年7月22日	有限会社飯沼電機	4,895,000	<p>庁舎展望エレベーター機械室の空調機が経年により故障し、機械室の温度調整ができない状態になった。この状態では、外気温上昇時に展望エレベーターの運転が不可能となり、庁舎運営に重大な支障をきたす可能性が高く、早急に空調機を取り替える必要がある。</p> <p>指定事業者は、平時から空調機調整等のため当該機械室に頻繁に立ち入っており、機械室内部の配管状況及びダクトの配置状況を詳細に把握しているため、最も迅速な対応が可能である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	総務課

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
6	7月25日	緑図書館固定系防災行政無線追加整備工事	令和5年3月31日	株式会社日立国際電気	6,600,000	本案件は墨田区防災行政無線(固定系)再構築工事の後を継いで行われる事業のため、これまでの整備経緯を踏まえた工事の施行が求められる。また、親局との無線通信に必要な設定や隣接子局のスピーカーとの相互調整等を総合的に施行することができるのは、墨田区防災行政無線(固定系)再構築工事を施行した、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
7	7月25日	緑図書館固定系防災行政無線追加整備工事監理業務委託	令和5年3月31日	一般財団法人高度映像情報センター	528,000	工事監理業務を行うためには、敷地に係る諸条件や施設建築物における特性を含む設計プロセス等の熟知が不可欠であり、設計業務の受託事業者でなければきわめて支障が大きいことから、本業務を確実かつ効果的に履行することができるのは、緑図書館固定系防災行政無線追加整備工事の設計業務を受託した指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
8	7月25日	京成曳舟駅前固定系防災行政無線追加整備工事	令和5年3月31日	株式会社日立国際電気	7,315,000	本案件は墨田区防災行政無線(固定系)再構築工事の後を継いで行われる事業のため、これまでの整備経緯を踏まえた工事の施行が求められる。また、親局との無線通信に必要な設定や隣接子局のスピーカーとの相互調整等を総合的に施行することができるのは、墨田区防災行政無線(固定系)再構築工事を施行した、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
9	7月25日	京成曳舟駅前固定系防災行政無線追加整備工事監理業務委託	令和5年3月31日	一般財団法人高度映像情報センター	528,000	工事監理業務を行うためには、敷地に係る諸条件や施設建築物における特性を含む設計プロセス等の熟知が不可欠であり、設計業務の受託事業者でなければきわめて支障が大きいことから、本業務を確実かつ効果的に履行することができるのは、京成曳舟駅前固定系防災行政無線追加整備工事の設計業務を受託した指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
10	7月25日	横川橋保育園給排水設備改修その他工事	令和4年12月28日	大迫工業株式会社	27,434,000	本件については、希望型指名競争入札を行った結果、全者辞退により応札者がいなかった。本工事は、施設運営を仮園舎へ一時移転して行われるものであるが、運営への影響を最小限に抑えるため、限られた工事期間で施行する必要があるため、再度競争入札に付す日程的余裕がない。 そこで、本区発注の同種工事において、多数の施工実績を持つ複数社と交渉を行ったところ、受注可能との意思表示があったのは、指定事業者のみであった。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	営繕課

緊急を要するため暫定契約を締結していたものについて、正式契約を締結したものの。